

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、規制目的等を考慮して次により行うこと。

1 各項に共通する事項

(1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2) 令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(第3-2表欄に掲げる防火対象物。以下「令別表対象物」という。)の区分に応じ、第3-2表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる部分第3-2表(ロ)欄(これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。)で、次の第3-1表(ア)から(ウ)までに該当するもの。

第3-1表

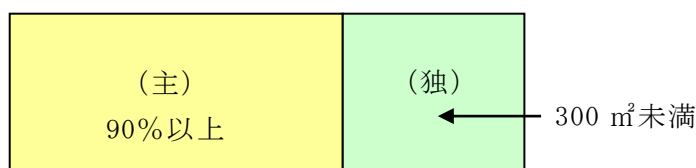
条 件	左 欄 の 運 用
(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。	管理権原を有する者と同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全面的に権限を行使できる者が同一であることをいう。 ※ 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。
(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。	① 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの、又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次のa又はbに該当し、かつ、第3-2表(ロ)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。 a 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。 b 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。 ② 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が、主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね、a又はbに該当し、かつ、第3-2表(ロ)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。
--	---

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主要用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）

〔例〕



※ 共用される部分の床面積の按分は、次によること。

- (ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
 - (イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
 - (ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (3) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。
- ※ 同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。
- (4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

2 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

- (1) 令別表防火対象物（（1）項から（15）項までをいう。以下同じ。）の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、令別表防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
- (2) 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- (3) 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

項 目		例 示		判 定
一般住宅	> 令別表防火対象物 で 50 m ² 以下のもの	一般住宅 (大)	令別表防火対象物 (小)	一般住宅
一般住宅	< 令別表防火対象物	一般住宅 (小)	令別表防火対象物 (大)	令別表防火対象物
一般住宅	> 令別表防火対象物 で 50 m ² を超えるもの	一般住宅 (大)	令別表防火対象物 (小)	複合用途
一般住宅	≧ 令別表防火対象物	一般住宅 (1/2)	令別表防火対象物 (1/2)	複合用途

(4) 令別表防火対象物の用途が2以上存し、かつ、一般住宅部分（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）が混在する場合（前(1)に該当する場合を除く。）、は、最初に一般住宅部分を除き令別表防火対象物で用途を判定する。その結果、単項となった場合、当該単項部分と一般住宅部分とで判定する。一方、複合用途となった場合は、当該複合用途と一般住宅の複合用途とすること。

※(ア) 一般住宅は、前 1.(2).アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

(イ) 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物の床面積の合計とで用途を決定すること。

(ウ) おおむね等しいとは、その差が 10 m²以下のものをいう。

(エ) 一般住宅と5項(ロ)が存する場合は、一般住宅は5項(ロ)として取り扱うものとする。

3 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

4 令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

5 複合用途防火対象物の取り扱い

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物（前2.(4)により令別表第1(16)項に掲げる防火対象物なる場合も含む。）となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものにあっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）。この場合、当該特定用途部分は、主たる令別表用途と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積（共用部分の按分面積も含む）の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%未満であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300 m²未満であること。

（2）令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに、前1.（2）.イ、2及び前（1）を適用するものであること。

第3－2表

1 項イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場		
定 義	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。		
主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	舞台部、切符売場、映写室、衣装部屋、客席、出演者控室、大・小道具室、ロビー、練習室、舞台装置等営繕のための作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、事務室、ラウンジ、クローク、浴室	密接な関係を有する部分 展示博物室、ホール、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室
該当用途例	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席		
補足事項	1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物と取り扱わないものであること。		

1 項ロ	公会堂、集会場
定 義	1 公会堂とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、通常国又は地方公共団体の管理に属するものをいう。 2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

主従関係	(イ)主用途部分	(ロ)機能的に従属する用途に供される部分	
	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他前(1)項イを準用する。	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、喫茶室、専用駐車場、売店、クローク室	密接な関係を有する部分 展示博物館、図書室、浴室、遊技室、体育室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場
該当用途例	コミュニティセンター、市民会館、福社会館、音楽堂、貸ホール、貸講堂、公民館（地区公民館を除く。）、結婚式場（披露宴会場含む）、葬祭場、老人憩いの家、隣保館、教育集会所、児童厚生施設（児童館）等、労働会館等が本項に該当する。		
補足事項	興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なのが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、月5回以上行われるものをいう。		

2 項イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの		
定 義	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食させる施設をいう。 4 その他これらに類するものとは、クラブ、バー、サロン等の名称を冠しているが、その営業の実態においてキャバレー等と同視すべきものを指す。		
主従関係	(イ)主用途部分	(ロ)機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、舞台部、調理室、更衣室、ダンスフロア	勤務者・利用者の利便に供される部分 託児室、専用駐車場、クローク	密接な関係を有する部分
該当用途例	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ等		
補足事項	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年1月11日国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。 （1）キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。 （2）カフェーの客席は、16.5㎡以上であること。 ※ カフェーは、ダンスをさせず、最近はバーと称することが多い。 2 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まないものであること。		

2 項ロ	遊技場、ダンスホール
定 義	1 遊技場とは、施設を設けて客に囲碁、将棋、麻雀、パチンコ、ビリヤード、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリング、その他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	遊技室、景品場、遊技機械室、客席、更衣室、作業室、待合室、舞台部、ゲームコーナー、ダンスフロア	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、喫茶室、専用駐車場、売店、クローク、談話室、バー	サウナ室、トレーニングルーム
該当用途例	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、ビリヤード場、ビンゴ場、洋弓・射的場、ゴーゴー喫茶、カラオケ施設（令別表第1(2)項ニに掲げるものを除く。）、麻雀屋、囲碁・将棋屋、チェス、光線銃、スロットマシン、バスケットゲーム、ディスコ、ゲームセンター、観客席を有しない屋内アイススケート場、観客席を有しないローラースケート場		
補足事項	1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ダンスホールのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する政令で指定された指導員が指導する教習所（教室）は、本項に含まれないものとする。 3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。		

2項ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
定義	1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗型性風俗特殊営業を営む店舗がこれに該当し、個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供するもの等をいう。 【風営法第2条第6項】 2 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、規則第5条第1項で定める店舗をいう。 ① 規則第5条第1項第1号に規定する店舗は、令別表第1(4)項に類似するもので、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗をいう。 ② 規則第5条第1項第2号に規定する店舗は、異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいうものであること。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		託児室、専用駐車場、売店	
該当用途例	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、ヌードスタジオ、のぞき劇場、セリクラ等		
補足事項	性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該防火対象物が令別表第1(2)項ハに該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。		

2 項ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに関する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。		
定 義	総務省令で定める店舗 1 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 ※ 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際を希望するものに対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者から電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むものをいう。 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号）第 2 条第 1 号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）		
主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		厨房、専用駐車場、シャワー室	
該当用途例	カラオケボックス、インターネットカフェ、まんが喫茶、複合カフェ、テレフォンクラブ、個室ビデオ等		
補足事項	1 カラオケボックス等とは、一の防火対象物に複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれないものであること。 2 個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペースも含むものであること。 3 用途の判定に際して、届出や名称のみで判断することなく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定すること。		

3 項イ	待合、料理店、その他これらに類するもの		
定 義	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。		
主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、客席、厨房、宴会場、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		専用駐車場、売店、結婚式場、ロビー	
該当用途例	茶屋、料亭、割烹等		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

3 項 口		飲 食 店	
定 義	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、客席、厨房、 宴会場、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		専用駐車場、託児室	サウナ室、娯楽室、会議室
該当用途例	喫茶店、スナック、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス、レストランシアター		
補足事項	1 飲食を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聴かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。 ※ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条の営業許可を受けているかどうかを問わない。		

4 項		百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
定 義	1 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。		
	2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	売場、荷捌室、商品倉庫、事務室、食堂 展示場	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		専用駐車場、写真室、遊技場、美・理容室、診療室、集会室、託児室	催物場（展示博物室を含む）、貸衣裳室、料理美容等の生活教室、現金自動支払機室
該当用途例	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店舗、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市市場、自転車販売店、携帯電話販売店、レンタルショップ（CD、DVD 等）、リサイクルショップ、画廊販売店、ペットショップ（ペット用品の販売がある場合に限る。）、その他類似店		
補足事項	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。		
	2 店舗で物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗には含まれないものであること。		
	3 展示場（ショールーム）のうち、次のすべてに該当する場合は、(15)項又は主たる用途の従属部分として規制するものであること。		
	(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの。		
	(2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもので、その場で商品の受け渡しを行わないもの。		
	(3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの。		

5 項イ	旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの		
定 義	1 旅館とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる施設で、簡易宿所及び下宿以外のものをいう。 2 ホテルとは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる施設で、簡易宿所及び下宿以外のものをいう。 3 簡易宿所とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて宿泊させる施設で、下宿以外のものをいう。 4 その他これらに類するものとは、マッサージ、レンタルルーム等で、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設等をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分 娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、診療室、図書室、喫茶室	密接な関係を有する部分 宴会場、会議室、結婚式場（披露宴会場含む）、売店（連続式形態のものを含む）展望施設、プール
該当用途例	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル		
補足事項	1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものが含まれるものであること。 2 宿泊とは、宿泊が反覆継続され、社会性を有するものであること。 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。 なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 4 「その他これらに類するもの」に該当するか否かの判定については、次の条件等を勘案する必要があること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。 5 令別表第1(6)項イ、同項ロ、(9)項イ及び(11)項等は、副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが、それぞれの用途としての火災危険性に着目して対応することで十分であり、原則として令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物として取り扱わないこと。		

5 項ロ	寄宿舍、下宿、共同住宅		
定 義	1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集团的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1カ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部を有するもの）をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	居室、寝室、厨房、	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

	食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室、集会室、リフレッシュ室	
該当用途例	寮、事業所専用のための宿泊所		
補足事項	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として取り扱わないものであること。		

6 項イ	別添 3-1 消防法施行令別表第1(6)項における用途判定指針によること。
6 項ロ	別添 3-1 消防法施行令別表第1(6)項における用途判定指針によること。

6 項ハ	別添 3-1 消防法施行令別表第1(6)項における用途判定指針によること。
------	---------------------------------------

6 項ニ	幼稚園、幼稚園型認定こども園、特別支援学校		
定義	1 幼稚園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするものをいう。【学校教育法第22条】 2 幼稚園型認定こども園とは、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園をいう。【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項第1号】 3 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とするものをいう。【学校教育法第72条】		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途	
	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店	密接な関係を有する部分 音楽教室、学習塾
補足事項	幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。 幼稚園型認定こども園は、原則、本項として取り扱うものであるが、保育所（保育園）機能を有する部分については、当該部分を（6）項ハとして取り扱うことが適当な場合もあることから、実態に応じて判断すること。		

7 項	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの		
定 義	1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第29条】 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を目的とする学校をいう。【学校教育法第45条】 3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施す学校をいう。【学校教育法第49条の3】 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第50条】 5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第63条】 6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。【学校教育法第115条】		
	7 大学とは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。【学校教育法第83条】 8 専修学校とは、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。【学校教育法第124条】 9 各種学校とは、前1から7までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。【学校教育法第134条】 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。(昭和48年10月23日付け消防安第42号)		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	密接な関係を有する部分 学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室
該当用途例	1 学校教育法第1条に掲げる学校及び同法第124条に定める専修学校並びに第134条に定める各種学校の認可を受けたもので次に掲げるもの 例～ 美容・理容学校、和・洋裁、編物、タイプ、外国語、料理、調理師、建築、デザイン、鍼灸、経理、電気、電算機、音楽、進学予備、自動車運転、整備、看護、助産、臨床検査技師、視能訓練、自衛隊、海員、海上保安、消防、警察学校 2 職業能力開発促進法第16条に定める公共職業能力開発施設及び同法第25条に定める事業主等の設置する職業訓練施設は本項に該当する。		
補足事項	1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受けるものが40人以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。 2 各種学校規程では、各種学校は、修業年限が1年以上(簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては3ヶ月以上1年未満)とされている。 3 同一敷地内にあって、教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館、研究所等は学校に含まれる。 4 予備校が学校教育法第134条に基づく認可を受けているものは(7)項となるが一般算盤塾、学習塾及び研修所(官庁、会社等)は(15)項とする。		
備 考	同一敷地内の独立性、関連性の高い施設は、当該用途に供するものとして取り扱う。		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

8 項	図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの
定 義	1 図書館とは、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条に定める図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館とは、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条に定める歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を目的とする機関のうち、地方公共団体、民法第 34 条の法人、宗教法人又はその他の法人が設置するもので都道府県教育委員に登録する施設をいう。 3 美術館とは、絵画、彫刻などの美術品を陳列して一般公衆の展覧、研究に資することを目的とする施設をいう。 4 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館法で定める図書館以外のもので図書館、博物館と同等のものをいう。

主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、事務室、映写室、鑑賞室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、喫茶室、専用駐車場	
該当用途例	郷土館、記念館、科学館等		

9 項イ		公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	
定 義	公衆浴場（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条に定める温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設）のうち、次に掲げるものをいう。 1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において客に接触する役務を提供するものをいう。		
	主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分
脱衣室、浴室。休憩室、体育室、待合室 マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室		勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室	密接な関係を有する部分
該当用途例	サウナ等類似施設、ソープランド		
補足事項	公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。		

9 項口	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
定 義	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娛樂室	有料洗濯室
該当用途例	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、潮湯、温湯、温泉、家族風呂等		
補足事項	1 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。 2 公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。		

10 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）		
定 義	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶若しくは航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する航空施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、喫茶室、旅行案内所	理容室、両替所
該当用途例	渡船場、バスターミナル、空港ターミナル、外航ターミナル、鉄道ターミナル、埠頭ターミナル		

11 項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
定 義	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途	
	本殿、拝殿、各殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂、位牌堂	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室	宴会場、厨房、結婚式場、娛樂室、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）
該当用途例	1 結婚式、披露宴、集会、法事、宴会を行う社務所及び庫裡の取り扱いについては、結婚式又は宴会のための常勤の従業員を有し、営利企業としての結婚会館と同様の営業実態又は檀家、信徒、氏子以外の不特定多数の者を対象として宴会を行うものは、(1) 項口に該当する。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態に関わりなく本項に該当する。 3 同一敷地内の幼稚園は、(6) 項ニに該当する。		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

	4 信者が祈祷、修行のため宿泊する部分は、同一棟、別棟にかかわらず当該用途とする。 ただし、旅館業法の適用を受けるものは除く。
	5 同一敷地内の納骨堂は、本項に該当する。

12 項イ	工場、作業場								
定 義	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところで機械化が比較的低いものをいう。								
主従関係	<table border="1"> <tr> <th>(イ) 主用途部分</th><th>(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分</th></tr> <tr> <td>作業所、設計室、研究室、事務所、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室</td><td> <table border="1"> <tr> <th>勤務者・利用者の利便に供される部分</th><th>密接な関係を有する部分</th></tr> <tr> <td>食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、浴室、仮眠室</td><td>荷捌室</td></tr> </table> </td></tr> </table>	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	作業所、設計室、研究室、事務所、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	<table border="1"> <tr> <th>勤務者・利用者の利便に供される部分</th><th>密接な関係を有する部分</th></tr> <tr> <td>食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、浴室、仮眠室</td><td>荷捌室</td></tr> </table>	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、浴室、仮眠室	荷捌室
(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分								
作業所、設計室、研究室、事務所、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	<table border="1"> <tr> <th>勤務者・利用者の利便に供される部分</th><th>密接な関係を有する部分</th></tr> <tr> <td>食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、浴室、仮眠室</td><td>荷捌室</td></tr> </table>	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、浴室、仮眠室	荷捌室				
勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分								
食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、浴室、仮眠室	荷捌室								
12 項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ								
定 義	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。								
主従関係	<table border="1"> <tr> <th>(イ) 主用途部分</th><th>(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分</th></tr> <tr> <td>撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室</td><td> <table border="1"> <tr> <th>勤務者・利用者の利便に供される部分</th><th>密接な関係を有する部分</th></tr> <tr> <td>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ</td><td></td></tr> </table> </td></tr> </table>	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	<table border="1"> <tr> <th>勤務者・利用者の利便に供される部分</th><th>密接な関係を有する部分</th></tr> <tr> <td>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ</td><td></td></tr> </table>	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ	
(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分								
撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	<table border="1"> <tr> <th>勤務者・利用者の利便に供される部分</th><th>密接な関係を有する部分</th></tr> <tr> <td>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ</td><td></td></tr> </table>	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ					
勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分								
食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ									
補足事項	客席、ホールで興業場法の適用のあるものは、原則として、(1) 項に該当する。								

13 項イ	自動車車庫又は駐車場								
定 義	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車を運行中以外の場合にもっぱら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積み卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。								
主従関係	<table border="1"> <tr> <th>(イ) 主用途部分</th><th>(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分</th></tr> <tr> <td>車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室</td><td> <table border="1"> <tr> <th>勤務者・利用者の利便に供される部分</th><th>密接な関係を有する部分</th></tr> <tr> <td>食堂、売店、事務室</td><td>待合室</td></tr> </table> </td></tr> </table>	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	<table border="1"> <tr> <th>勤務者・利用者の利便に供される部分</th><th>密接な関係を有する部分</th></tr> <tr> <td>食堂、売店、事務室</td><td>待合室</td></tr> </table>	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分	食堂、売店、事務室	待合室
(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分								
車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	<table border="1"> <tr> <th>勤務者・利用者の利便に供される部分</th><th>密接な関係を有する部分</th></tr> <tr> <td>食堂、売店、事務室</td><td>待合室</td></tr> </table>	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分	食堂、売店、事務室	待合室				
勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分								
食堂、売店、事務室	待合室								
該当用途例	1 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車も含む。 2 機械式立体駐車場、自走式駐車場等類似のものは、本項に該当する。								
補足事項	1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 倉庫や事業場等に付設された駐車施設は、専用の建築物であるか、令第 8 条区画ではないがそれに準ずる区画がなされている地下駐車場であるかなど、特に独立性の強い場合を除き、その事業場等そのものとして規制され、本項に含まれないものであること。 4 原動機付自転車とは、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 1 条に定めるものであって、一般的には二輪車で総排気量 125cc 以下のものをいう。								

13 項口	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
定 義	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	勤務者・利用者の利便に供される部分 専用駐車場	密接な関係を有する部分
補足事項	単なる格納だけでなく、運航上必要最小限度の整備のための作業施設を付設する場合についても、原則として全体が本項に該当する。		

14 項	倉庫		
定 義	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	物品庫、荷捌室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場	密接な関係を有する部分
該当用途例	寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預り、一時預りその他政令で定めるものを除く。）を行う営業（倉庫業法第2条第2項）に定める倉庫以外のものも本項に該当する。		
補足事項	1 堆肥舎は、本項に該当する。 2 牛糞等を乾燥・発酵させる施設は、本項に該当する。		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

15 項	前各号に該当しない事業所		
定 義	その他の事業所とは、(1) 項から (14) 項までに掲げる防火対象物以外の事業所をいい、営利的事業所であると非営利的事業所であることを問わず、事業活動のもっぱら行われる一定の施設をいう。		
用 途 A	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途	
事 務 所 金融機関 官 公 署 研 究 所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、喫茶室、娯楽室、理容室、専用駐車場、診療室	展示室、展望施設
該当用途例	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研究所、クリーニング店（取次店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、体育館（令別表第1(1)項イを除く。）、レンタルルーム、水族館、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧場のないもの）、ミニゴルフ場、車検場、貸衣裳屋、コインランドリー、自動車等（オートバイ含む）の販売店又はショールーム、調剤薬局、エステ、学習塾、マッサージ店、バッチングセンター、地区公民館、トレーニングジム、スイミングスクール、整骨院、質店（買取のみの場合）		
補足事項	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 飲食を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 4 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショールーム、PRセンター等）は、本項に該当するものであること。 5 トラックターミナルは、本項に該当するものであること。 6 試験所、検査所、研究所の作業所的室で検査等業務に伴う作業所は、本項に該当する。（例）陸運局車検場、陸運局指定の車検場 7 ごみ処理場、汚水処理場（民間施設を含む。）は、本項に該当する。 8 自転車を収納する駐輪場は、本項に該当する。 9 自動車等（オートバイ含む）の販売店又はショールームで、整備場を併設する場合は、整備場部分の規模等により複合用途防火対象物として取り扱うことを判断する。 10 自動車等（オートバイ含む）の販売店又はショールームには、中古車販売店等を含むものであること。		
備 考	1 会議室、ホールは規模形態（固定椅子、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興業場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして取り扱う。 なお、興業場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。（以下本項において同じ。） 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。		
用 途 B	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
研 修 所	事務室、教室、体育館	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、診療室、遊技室、談話室、娯楽室、専用駐車場、図書室、浴室	
備 考	研修のための宿泊施設は、(5) 項ロの用途に供するものとして取り扱う。		
用 途 C	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	映写室、図書室、集会室、展示博物室
備 考	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。		

16 項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（６）項又は（９）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。
定 義	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（（16）項イ及び（16）の２）項を除く。）の用途を含むものをいう。

16 項ロ	（16）項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
定 義	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（（16）項イ及び（16）の２）項を除く。）の用途を含まないものをいう。

16 の 2 項	地下街
定 義	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所、その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。
補足事項	1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備（１時間炎を遮る性能を有する防火設備）がある場合は、当該設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。

16 の 3 項	準地下街
定 義	建築物の地階（（16）の２）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（６）項又は（９）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）をいう。
補足事項	準地下街の範囲は次のとおりとすること。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は当該距離）以内の部分とする。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離 20m を超える場合は、当該建築物の地階等は、含まれないものであること。 3 建築物の地階が建基令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式（２段階下式のものを含む。）の特定防火設備（１時間炎を遮る性能を有する防火設備）で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。 6 （１）項から（16）項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が（16）の３）項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、（１）項から（16）項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

17 項	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建築物
定 義	本項の防火対象物は、文化財保護法に基づくもの及び同法第 182 条第 2 項に基づく地方公共団体が定める文化財保護条例（福岡県文化財保護条例・昭和 30 年福岡県条例第 25 号）によって指定された建築物をいう。
補足事項	1 重要文化財とは、建築物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 【文化財保護法第 27 条第 1 項】 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 【文化財保護法第 27 条第 2 項】 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具、その他の物件で、わが国民の生活の推移のため欠くことのできないもの（民俗文化財）で有形のものうち特に重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。 【文化財保護法第 78 条】 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。 【文化財保護法第 2 条第 1 項第 4 号】 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例で定めるところにより指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建築物に限られるもので、建築物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。 7 （1）項から（16）項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が（17）項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

18 項	延長 50 メートル以上のアーケード
定 義	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
補足事項	1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は、屋根の中心線に沿って測定するものであること。

19 項	市町村長の指定する山林
定 義	本項は、市町村長の指定する山林をいう。
補足事項	山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。

20 項	総務省令で定める舟車
定 義	規則第5条第8項で定義する舟車をいう。
補足事項	1 船舶安全法第2条第1項の規定が適用されない船舶うち、次のものが本項に含まれる。 (1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの (2) 係船中の船舶 (3) 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶
補足事項	2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20トン未満の漁船は、専ら本邦の海岸から12海里以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号）） 3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 4 鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。 5 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条で定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条で定める消火器を設けなければならないものは、全ての車両であること。 7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条で定める消火器を備え付けなければならない自動車は、次のとおりである。 (1) 火薬類（火薬にあっては5kg、猟銃雷管にあっては2,000箇、実砲、空砲、信管、又は火管にあっては200箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 危政令別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3) 告示で定める品名及び数量以上の可燃物を輸送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第11条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車